

国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則

平成16年4月1日 制定
平成24年4月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第41条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）職員の継続的な勤務を促進するために、職員の育児休業等についての必要事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他関係法令等の定めるところによる。

(育児休業)

第2条 職員は、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、育児休業を取得することができる。

(育児休業の再度取得)

第2条の2 同一の子について、再度育児休業を取得する場合は、出生の日から3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該子に係る育児休業終了後、3月以上を経過していることを要する。

一 厚生労働省令で定める特別の事情がある場合

二 職員（国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第21条第7号の規定による特別休暇を取得した者を除く。）が、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内にした最初の育児休業終了後、再度取得する場合

(育児休業の申し出の手続)

第3条 育児休業を取得しようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該育児休業開始予定日の前日から起算して1月前の日までに育児休業申出書により申し出るものとする。ただし、次のいずれかの事由が生じた場合は、育児休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに育児休業申出書により申し出るものとする。

一 出産予定日前に子が出生したとき。

二 配偶者が死亡したとき。

三 傷病等により配偶者が子を養育できなくなったとき。

四 配偶者が子と同居しなくなったとき。

五 育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。

2 学長は、育児休業申出書について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申し出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業開始予定日の指定)

第4条 学長は、育児休業の申し出に係る育児休業開始予定日とされた日が、当該育児休業の申出日の翌日から起算して1月を経過する日(以下「1月経過日」という。)より前の日である場合は、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月経過日までの間のいずれかの日を育児休業開始日として指定することができる。

2 学長は、職員から前条第1項ただし書きの事由による育児休業の申し出があった場合で、当該育児休業開始予定日とされた日が申出日の翌日から起算して1週間に満たない場合は、当該育児休業開始予定日とされた日から当該育児休業申出日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日を育児休業開始日として指定することができる。

(育児休業開始予定日の変更)

第5条 育児休業の申し出をした職員が、第3条第1項各号のいずれかに該当する場合は、育児休業開始予定日の前日までに申し出ることにより、育児休業開始予定日を育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 前項による育児休業開始予定日の変更は1回に限るものとする。

3 第3条第2項の規定は、育児休業開始予定日の変更の申し出について準用する。

(育児休業終了予定日の変更)

第6条 育児休業の申し出をした職員が、育児休業終了予定日の1月前の日までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 前項による育児休業終了予定日の変更は1回に限るものとする。

3 第3条第2項の規定は、育児休業終了予定日の変更の申し出について準用する。

(育児休業の身分等)

第7条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休業の終了)

第8条 育児休業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了する。

一 育児休業終了予定日の前日までに当該子が3歳に達する日以後の最初の3月31日

二 当該子が死亡したとき。

三 当該子が育児休業をしている職員の子でなくなったとき。

四 育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったとき。

五 育児休業をしている職員が退職又は停職の懲戒処分を受けたとき。

六 育児休業をしている職員が産前産後休暇となったとき。

七 育児休業をしている職員が新たな育児休業又は介護休業となったとき。

2 育児休業をしている職員は、前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、育児休業事由変更届により、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

3 第3条第2項の規定は、前項の申し出について準用する。

(育児休業の申し出の撤回等)

第9条 育児休業の申し出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに学長に申し出ることにより、育児休業の申し出を撤回することができる。

2 前項により育児休業の申し出を撤回した職員は、次の各号のいずれかに該当するこ

ととなった場合は、再度の申し出をすることができるものとする。

- 一 配偶者が死亡したとき。
- 二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- 三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったとき。
- 四 育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 五 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

(復帰後の職務)

第10条 育児休業終了後の職務は、原則として、当該休業開始前の職務に復するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組織の変更等やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(育児短時間勤務)

第11条 職員は、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職位を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、特別な事情がある場合を除き、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。
- 二 日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。
- 三 日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において1日につき6時間勤務すること。
- 四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を休日とし、休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。
- 五 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を休日とし、休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。

(育児短時間勤務の申し出の手続)

第12条 育児短時間勤務をしようとする職員は、育児短時間勤務をしようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。）の初日（以下「育児短時間勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「育児短時間勤務終了予定日」という。）並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、当該育児短時間勤務開始予定日の1月前の日までに育児短時間勤務申出書により申し出るものとする。

- 2 学長は、育児短時間勤務申出書について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申し出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児短時間勤務終了予定日の変更)

第13条 育児短時間勤務の申し出をした職員が、育児短時間勤務終了予定日の翌日の1月前の日までに申し出ることにより、育児短時間勤務終了予定日を育児短時間勤務終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 前条の規定は、育児短時間勤務終了予定日の変更の申し出について準用する。

(育児短時間勤務の終了)

第14条 育児短時間勤務は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了とする。

一 当該子が死亡したとき。

二 当該子が育児短時間勤務をしている職員の子でなくなったとき。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなったとき。

四 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の懲戒処分を受けたとき。

五 育児短時間勤務をしている職員が産前産後休暇となったとき。

六 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務をしようとするとき。

七 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務をしようとするとき。

2 育児短時間勤務をしている職員は、前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、育児短時間勤務事由変更届により、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

3 第12条第2項の規定は、前項の申し出について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 学長は、職員が育児休業、育児短時間勤務若しくは育児時間の申し出をしたこと、又は育児休業、育児短時間勤務若しくは育児時間をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(育児時間等)

第16条 職員は、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、この規則の定めるところにより、次の各号に掲げる措置（以下「育児時間等」という。）のうちいずれかの適用を受けることができる。

一 育児時間

勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間（勤務時間等規則第21条に規定する保育時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行う措置

二 始業又は終業時刻の繰り下げ又は繰り上げ

1日の勤務時間を変更することなく、1日につき1時間の範囲内で始業又は終業時刻を繰り下げ又は繰り上げる措置

三 超過勤務の免除

勤務時間等規則第11条の規定にかかわらず、超過勤務をさせない措置

(育児時間等の申し出の手続等)

第17条 育児時間等の適用を受けるための手続等については、第3条から第6条まで、第8条及び第9条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日に岩手大学の職員であった者で、引続き施行日に本学の職

員となった者の施行日までに承認されている育児休業及び育児部分休業の期間は、この規則の定めるところによる育児休業として承認されたものとする。

附 則
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。